

町田市福祉のまちづくり総合推進条例
特定都市施設整備項目表(建築物)遵守基準(第9条関係)

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
1	経円移動等化等	移円		1	移動等円滑化経路等(*1)上には、階段又は段を設けない		1			
2	出入口	移円		1	移動等円滑化経路等を構成する出入口は次に掲げるもの					
				1	幅85cm以上(直接地上へ通ずる出入口の幅が100cm以上のもの・エレベーターの籠及び昇降路の出入口を除く。)		—			
				2	直接地上へ通ずる出入口の幅100cm以上		—			
				3	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—			
3	廊下等	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等は次に掲げるもの					
				1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				2	階段の上下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に接近する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設 →〔22視覚障がい者誘導用ブロック〕をチェック					
4	階段	移円		2	移動等円滑化経路等を構成する廊下等はさらに次に掲げるもの					
				1	幅140cm以上		—			
				2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		—			
				3	授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設置し、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その旨を付近に表示		2			
				4	必要に応じて手すりを設置		—			
		一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段は次に掲げるもの					
				1	段がある部分に手すりを連続して設置		—			
				2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		—			
				3	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		—			
				4	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		—			
				5	段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設 →〔22視覚障がい者誘導用ブロック〕をチェック					
				6	主たる階段は回り階段でない		3			
				2	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上はさらに次に掲げるもの					
				1	段がある部分及び踊り場の両側に手すりを連続して設置		4			
				2	蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上		4			
				3	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		4			

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの					
			1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置	—				
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	—				
			4	傾斜部の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
	移円		2	移動等円滑化経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)はさらに次に掲げるもの					
			1	幅140cm以上(階段に併設するものにあっては90cm以上)	—				
			2	勾配1/12以下	—				
			3	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	—				
			4	手すりを連続して設置	5				
			5	両側に側壁又は立ち上がりを設置	—				
			6	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置	—				
	宿特		3	宿泊者特定経路(*2)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの					
			1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置	—				
			2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	—				
			4	幅120cm以上(階段に併設するものにあっては90cm以上)	—				
			5	勾配1/12以下(高さ16cm以下のものにあっては1/8以下)	—				
			6	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	—				
			7	両側に側壁又は立ち上がりを設置	—				
			8	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置	—				

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
6 エレベーター及びその乗降ロビー	移円		1	移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(整備項目7に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは次に掲げるもの					
			1	籠は利用居室、車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画がある階及び地上階に停止	—				
			2	籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上(延床面積が5,000m ² を超える建築物にあっては90cm以上)	—				
			3	籠の奥行き135cm以上	—				
			4	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし	—				
			5	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	—				
			6	籠内に籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設置	—				
			7	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	—				
			8	乗降ロビーに面する操作盤まで視覚障がい者を適切に誘導できるよう配慮	—				
			9	不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000m ² 以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、1から3まで、5及び6に定めるもののほか、次に掲げるもの					
			1	籠の幅140cm以上	—				
			2	籠は車椅子の転回に支障がない構造	—				
			10	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、1から9までに定めるもののほか、次に掲げるもの					
			1	籠内に籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置	6				
			2	籠内及び乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者対応制御装置とそれ以外の制御装置を設ける場合にあってはそれ以外の制御装置に限る。)は、点字等(*3)視覚障がい者が円滑に操作できる構造	6				
			3	籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置	6				
	宿特		2	宿泊者特定経路を構成するエレベーター(7の項に規定するものを除く。以下の項において同じ。)及びその乗降ロビーは次に掲げるもの					
			1	籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画がある階及び地上階に停止	—				
			2	籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	—				
			3	籠の奥行き115cm以上	—				
			4	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし	—				
			5	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に車椅子使用者対応制御装置を設置	—				
			6	籠内に籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設置	—				
			7	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	—				
			8	乗降ロビーに面する操作盤まで視覚障がい者を適切に誘導できるよう配慮	—				
7 エレベーターその他昇降機の特殊な構造又は使用形態	移円		1	移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(*4)は次に掲げるもの					
			1	エレベーターは次に掲げるもの					
			1	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	—				
			2	籠の幅70cm以上	—				
			3	籠の奥行き120cm以上	—				
			4	車椅子使用者が籠内で方向転換する必要がある場合は、籠の幅及び奥行きを十分確保	—				
			2	エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	—				

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査			
8 便所 一般	一般	一般	1	緩和措置7を適用する場合は、整備項目8-4-1、8-4-2以外の整備をチェック								
			2	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げるもの								
			1	便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	7 8							
			2	便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	—							
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—							
			3	車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	—							
			4	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	7 9							
			1	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が、10,000m ² 超え(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² 超え40,000m ² 以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² を超える場合20,000m ² 毎に1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	—							
			2	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	—							
			3	車椅子使用者用便房は次に掲げる構造とする								
			1	腰掛便器を適切に配置	—							
			2	便器の両側に手すりを設け、片側は可動式	—							
			3	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	—							
			4	一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	—							
			5	車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示	—							
			6	高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設置	—							
			5	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便房及び便所の出入口にその旨を表示	—							
			6	ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便房及び便所の出入口にその旨を表示	—							
7	ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便所の出入口にその旨を表示	10										
8	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のうち1以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下)その他これらに類する小便器	—										

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
9 浴室又はシャワー室	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室等を設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-	-	-		
			2	1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの					
			1	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	-	-	-		
			2	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	-	-	-		
			3	出入口は次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上	-	-	-		
			2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-	-	-		
			1	全客室の1/50(1室未満の端数切上げ)以上は車椅子使用者用客室を設置	-	-	-		
			2	車椅子使用者用客室は次に掲げるもの					
10 宿泊施設の客室	一般		1	便所は次に掲げるもの					
			1	便所に腰掛便器、手すり等を適切に配置	11	-	-		
			2	便房に車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	11	-	-		
			3	便所及び便房の出入口の幅80cm以上	11	-	-		
			4	便所及び便房の戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	11	-	-		
			2	浴室等は次に掲げるもの					
			1	車椅子使用者が円滑に利用できる浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置	12	-	-		
			2	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	12	-	-		
			3	出入口の幅80cm以上	12	-	-		
			4	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	12	-	-		
			3	一般客室は次に掲げるもの(和室部分は除く。)					
			1	宿泊者特定経路を1以上確保(*5)	13 14	-	-		
			2	出入口の幅80cm以上	-	-	-		
			3	1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅75cm(客室面積15m ² 未満の場合は70cm)以上	-	-	-		
			4	一般客室内に階段又は段を設けない(当該一般客室の出入口のある階に限る。)	15	-	-		
			5	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15m ² 未満の場合は80cm)以上	-	-	-		
11 観覧席又は客席	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合2以上、100を超える場合は全座席数の1/50以上、200を超える場合は全座席数の1/100+2以上設置	-	-	-		
			2	車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は次に掲げるもの					
			1	車椅子使用者のためのスペースは、1席当たり水平部分は間口90cm以上、奥行き140cm以上	-	-	-		
			2	床は平ら	-	-	-		
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-	-	-		
			4	サイトライン(可視線)に配慮した位置	-	-	-		
			2	集団補聴設備その他の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設置	-	-	-		

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
12 敷地内の通路	12 敷地内の通路	12 敷地内の通路	12 敷地内の通路	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路は次に掲げるもの					
				1 表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
				2 段がある部分は次に掲げるもの					
				1 手すりを連続して設置	-				
				2 踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-				
				3 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-				
				3 傾斜路は次に掲げるもの					
				1 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超えるか勾配が1/20を超える傾斜部には、手すりを連続して設置	-				
				2 傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	-				
				2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路はさらに次に掲げるもの(*6)					
13 駐車場	13 駐車場	13 駐車場	13 駐車場	1 幅140cm以上	-				
				2 歩車道の分離に配慮	-				
				3 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-				
				4 傾斜路は次に掲げるもの					
				1 幅140cm以上(段に併設するものにあっては90cm以上)	-				
				2 勾配1/20以下	-				
				3 手すりを連続して設置	-				
				4 両側に側壁又は立ち上がりを設置	-				
				5 傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置	-				
				6 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	-				
14 標識	14 標識	14 標識	14 標識	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、次に掲げるもの					
				1 障がい者用駐車区画を、駐車台数の総数が200以下の場合は駐車台数の総数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の総数の1/100+2以上設置(1未満の端数は切上げ)	16				
				2 障がい者用駐車区画は次に掲げるもの					
				1 障がい者用駐車区画は幅350cm以上、奥行き600cm以上	-				
				2 障がい者用駐車区画から利用居室(利用居室がないときは、道等)までの経路ができるだけ短くなる位置に障がい者用駐車区画を設置	-				
15 案内設備	15 案内設備	15 案内設備	15 案内設備	3 障がい者用駐車区画に、障がい者用である旨を表示	-				
				3 障がい者用駐車区画を設ける場合は、当該障がい者用駐車区画又はその付近に当該障がい者用駐車区画から利用居室(利用居室がないときは、道等)までの経路についての誘導表示を設置	-				
				4 駐車場の入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨を表示	-				
				1 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の付近に、次に掲げるそれらの存在を知らせる標識を設置	-				
				1 高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置	-				
16 案内板	16 案内板	16 案内板	16 案内板	2 表示すべき内容が容易に識別できる(当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合すること。)	-				
				1 建築物又はその敷地には次に掲げる案内設備を設置	17				
				1 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の配置を表示した案内板等の設備を設置	18				
17 案内表示	17 案内表示	17 案内表示	17 案内表示	2 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等(*3)で視覚障がい者に示す設備を設置	-				

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
16	まで案内の設備経路等	一般		1	視覚障がい者移動等円滑化経路等(*7)の整備 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック					
17	公共的通路	一般		1	公共的通路の1以上は次に掲げるもの					
1				歩道状空地、屋外貫通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路は次に掲げるもの						
1				幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、十分な高さの空間を確保	-					
2				通路面には段差を設けない	19					
3				表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-					
4				敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック						
5				階段を設ける場合は、次に掲げるもの						
1				踊り場を含め両側に手すりを連続して設置	-					
2				踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-					
3				段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-					
4				段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分に点状ブロック等を敷設 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック						
5				主たる階段は回り階段でない	3					
6				蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上	-					
7				幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	-					
2				屋内貫通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は次に掲げるもの						
1				幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、天井の高さが250cm以上	-					
2				通路面には段差を設けない	20					
3				床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-					
4				道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック						
5				階段を設ける場合は、次に掲げるもの						
1				踊り場を含め両側に手すりを連続して設置	-					
2				踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-					
3				段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-					
4				段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分に点状ブロック等を敷設 → [22視覚障がい者誘導用ブロック] をチェック						
5				主たる階段は回り階段でない	3					
6				蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上	-					
7				幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	-					
18	レジ通路	一般		1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は、その1以上は次に掲げるもの					
1	レジカウンターの高さ及び形状は高齢者、障がい者が利用しやすい構造	-								
2	幅85cm以上	-								
3	レジ通路の前後に車椅子使用者が回転できる空間を確保	-								

二重枠内を記入してください。

凡例 一般：移動等円滑化経路等も含む全て 移円：移動等円滑化経路等 宿特：宿泊者特定経路

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
19 洗面所等	洗面所等	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器又は手洗器を設ける場合(車椅子使用者用便房内のものを除く。)は、その1以上は次に掲げるもの					
			1	車椅子使用者が円滑に利用できる構造	—				
			2	洗面器の左右にカウンター又は手すりを連続して設置	—				
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
20 更衣室・脱衣室	更衣室・脱衣室	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合は、その1以上は次に掲げるもの					
			1	出入口の有効幅85cm以上	—				
			2	更衣室又は脱衣室に入るための通路、出入口、室内の床に段差その他の障害物を設けない	—				
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			4	室内の周囲に手すりを水平に設置し、必要に応じて手すりを垂直に設置	—				
21 手すり	手すり	一般	1	手すりを連続して設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	誘導を考慮し、連続して設置	—				
			2	便所、浴室等の移乗等を補助する手すりは、動作に応じて水平・垂直型のものを設置	—				
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法等に配慮	—				
22 視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用ブロック	一般	1	点状ブロック及び線状ブロックの色は黄色(16)	21				
			2	次に掲げる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する経路を構成する部分に点状ブロック等を敷設(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)					
			1	廊下等の、階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分 (3-1-2)	22				
			2	階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分 (4-1-5)	23				
			3	傾斜路の踊り場の、傾斜部の上端に近接する部分 (5-1-4)	24				
			3	視覚障がい者移動等円滑化経路等(*7)は次に掲げるもの(16)	25				
			1	点状ブロック等、線状ブロック等を敷設又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置	26				
			2	敷地内の通路で車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設	—				
			3	敷地内の通路で段がある部分の上下端又は傾斜部の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	27				
			4	公共的通路には次に掲げる部分に点状ブロック等を敷設					
			1	建築物外部の通路の階段の、段がある部分の上下端に近接する部分(17-1-1-5-4)	—				
			2	建築物外部の通路の階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分(17-1-1-5-4)	28				
			3	建築物内部の通路の階段の、段がある部分の上下端に近接する部分(17-1-2-5-4)	—				
			4	建築物内部の通路の階段の踊り場の、段がある部分の上下端に近接する部分(17-1-2-5-4)	28				
			5	建築物外部の公共的通路では、敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設(17-1-1-4)	29				
			6	建築物内部の公共的通路では、道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設(17-1-2-4)	—				

備考

*1 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(4の場合はその全て)を移動等円滑化経路等とすること。

- 1 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
- 2 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。)から当該車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられているものを除く。)までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)
- 3 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合 当該障がい者用駐車区画から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。)までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)
- 4 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

*2 道等及び障がい者用駐車区画から一般客室までの階段又は段を設けない経路をいう。

*3 点字等とは、次に掲げるものをいう。

- 1 文字等の浮き彫り

- 2 音による案内

- 3 点字及び前2項に類するもの

*4 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するものをいう。

*5 地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は、宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路は、「宿泊者特定経路」からではなく、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び障がい者用駐車区画から一般客室までの階段又は段を設けない経路」からとすること。

*6 地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は、*1の1に定める経路を構成する敷地内の通路は、「道等」からではなく、「当該建築物の車寄せ」からとすること。

*7 道等から案内設備又は案内所まで(当該案内設備又は案内所を設けない場合にあっては、道等から直接地上へ通ずる出入口まで)の経路の1以上を視覚障がい者移動等円滑化経路等とすること。

緩和措置

- 1 傾斜路又はエレベーターなどの昇降機を併設している場合は、階段又は段を設けてもよい。
- 2 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合は、設けなくてよい。
- 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は、回り階段とすることができます。
- 4 別表第4の6の項の基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合は、この規定に従わなくてよい。ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。
- 5 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりが設置されている場合は、連続して手すりを設けなくてもよい。
- 6 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。
- 7 別表第1の1の部の4の項特定都市施設の欄第2号に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²未満の施設並びに同部8の項都市施設の欄第2号並びに16の項、21の項及び22の項都市施設の欄に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積が2,000m²未満の施設における不特定多数利用便所の数については、この限りでない。緩和措置を行う場合は、整備項目8-4-1、8-4-2以外の整備を行うこと。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階で①から④までに当てはまる場合
 - ① 直接地上に通ずる出入口のある階であって、これらの者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - ② これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ これらの者の滞在時間が短い階
 - ④ その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 9 ①から④までに当てはまる場合
 - ① 直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出

入口に近接する場合

- ② その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - ③ 男子用の便房のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - ④ 女子用の便房のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 10 他におむつ交換ができる場所を設ける場合は、設けなくてよい。
- 11 客室と同じ階に車椅子使用者用便房が1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設けられている場合は、整備しなくてよい。
- 12 不特定かつ多数の者が利用することができる別表第4の10の項の第2号イに掲げる要件に該当する浴室等と同等の浴室等が同一建築物内に1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)ある場合は、整備しなくてよい。
- 13 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、階段又は段を設けてもよい。
- 14 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合は、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部についてはこの規定に従わなくてよい。
- 15 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める部分を除く。
- ① 同客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - ② 勾配が1/12以下の傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ③ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- 16 ①から④までに当てはまる場合
- ① 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ② 機械式駐車場の出入口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数及び機械式以外の駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数の合計数が200以下の場合は全駐車台数の1/50以上、200を超える場合は全駐車台数の1/100+2以上である場合
 - ③ 改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車台数が200以下の場合は全駐車台数の1/50以上、200を超える場合は全駐車台数の1/100+2以上
 - ④ 改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
- 17 案内所を設ける場合は、この規定に従わなくてよい。
- 18 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車区画の配置が容易に視認できる場合は、設けなくてよい。
- 19 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
- ① 次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 手すりを連続して設置
 - b 傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能
 - c 幅140cm以上(段に併設するものにあっては90cm以上)
 - d 勾配1/20以下
 - e 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置
 - f 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - g 傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置
 - ② 別表第2の6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設ける場合
 - ③ 道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る等地形上やむを得ない場合
- 20 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
- ① 次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 手すりを連続して設置
 - b 傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能
 - c 傾斜部の上端に近接する通路及び踊り場の部分に点状ブロック等を敷設。ただし、勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接するもの、高さが16cm以下の傾斜部の上端に近接するもの又は長さ250cm以下の直進の踊り場に設けるものはこの限りでない。
 - d 幅140cm以上(段に併設するものにあっては90cm以上)
 - e 勾配1/12以下
 - f 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置
 - g 両側に側壁又は立ち上がりを設置
 - h 傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置

- ② 別表第2の6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設ける場合
 - ③ 道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る等地形上やむを得ない場合
- 21 周辺の床材との対比を考慮して色相、明度、彩度及び輝度比の面で黄色と同程度の色彩効果があると判断される場合は、その色を採用することができる。
- 22 次に掲げる場合は、設けなくてよい。
- ① 勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ② 高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ③ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
 - ④ 階段の下端に近接する廊下等の部分であって、当該廊下等の部分に点状ブロック等を敷設することにより、施設の利用に特に支障を来す場合
- 23 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合、段がある部分と連続して手すりが設けられているものである場合又は長さ250cm以下の直進の踊り場の場合は、設けなくてよい。
- 24 次に掲げる場合は、設けなくてよい。
- ① 勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ② 高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ③ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
 - ④ 傾斜部と手すりを連続して設置
- 25 次に掲げる場合は、整備しなくてよい。
- ① 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できかつ道等から当該出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路等に適合する場合
 - ② 道等から案内設備まで（当該案内設備を設けない場合にあっては、道等から直接地上へ通ずる出入口まで）の経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 26 進行方向を変更する必要がない風除室内においては、点状・線状ブロック等を敷設しなくてよい。
- 27 次に掲げる場合は、設けなくてよい。
- ① 勾配が1/20以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ② 高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の傾斜部の上端に近接する場合
 - ③ 段がある部分又は傾斜部と連続して手すりを設ける踊り場等の場合
- 28 長さ250cm以下の直進の踊り場の場合は、設けなくてよい。
- 29 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地に設けなくてよい。